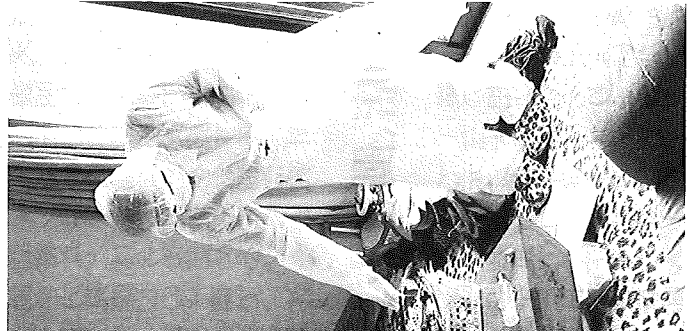


# 民



2016年6月23日撮影

復興庁は原発事故の被災自治体の避難者を対象に、住民意向調査を実施している。このうち十一月二十九日に公表された富岡町の結果を見ると、49%の住民が「戻らない」と回答。理由として61%の人が「(避難先に)すでに生活基盤ができてから」と回答した。

国や県は、原発なき浜通り地方(福島県東部の沿岸地域)の産業として、ロボットや原発の廃炉などの新産業を集積し人口拡大を目指す「福島イノベーション・コースト構想」を進めるが、県の調査では83%の県民が「知らない」「あまりよく知らない」と答えた。富岡町から東京都内に避難している女性

(ま)は、浜通りの現状を「箱ものが次々できて(福島第一原発ができた)半世紀前と同じ」として、一方で、「本当は子どもや孫と富岡の家と一緒に暮らしたかった。でも、つい最近、息子に『あそこには戻らない』と静かに言われ、あきらめた」と話した。

(写真・飛田豊秀 文・長久保宏美)

首都圏に住む県出身者や、転勤などで県内に住んだことがある人も対象。友人同士、夫婦、1人での参加も可能。同世代の人たちと飲食をしながら、過去の思い出やこれからのことを語り合おう。県内へのUターンやIターン促進が目的。定員は先着順で300人。参加費3000円(事前申し込み・振込制)。関連ホームページは「ふくしま0次会」で検索。

県内へのU・Iターン経験者によるトークやクイズ大会のほか、日本酒の飲み比べコーナーもある。県内企業や市町村のU・Iターン個別相談コーナーも設ける。託児室あり。東京駅(鍛冶橋駐車場)から郡山市まで無料バス運行。問い合わせは事務局＝電024 (983) 8398＝へ。

※福島県産品や催し物の案内を、原則毎月第2木曜日に掲載します。

**日本橋 M.I.D.E.T.E. しま館**  
 営業時間 平日・午前10時30分～午後8時  
 土日祭日・午前11時～午後6時  
 ☎03(6262)3977 (年末年始は休館)

# 視点

## 見張り塔から メディアの今

### 専修大教授・山田健太さん



#### 文書管理・情報公開を 巡る近年の事件

二〇一九年が暮れようとしているが、今年は例年以上に、高級記者会見に代表されるジャーナリズムの話題や、あいとりエンターテインメント芸術作品・イベントを巡る表現の自由の問題が、社会をにぎわせた一年だった。そうしたなか、一層深刻度を増したのが、残念ながら「情報公開」の問題であった。昨今の首相主催の観戦会における政府管弁を、おそらく当事者自身も本心は「不十分」と感じているであろうものの、政治日程は淡々と進み忘れ去られようとしているからだ。秘密保護法が施行されてちょうど五年がたつが、偶然にもこの間に文書隠しが相次ぎ、政府

の見える化は大きく後退してきている。元来、役人は自己正当性が強いだろうし、その意味では組織や自身に不利な記録は残したくないという気持ちがある

### 情報公開

にはあろう。しかしそれを超えた公的義務があったのではなからうか。にもかかわらず近年の状況は、極めて近視眼的な自己保身が行動原理になっているかに思われる。少し長いレンジで見ると、こうした状況が三十年続いていることになる。その結

果、情報公開制度はどんどん骨抜きになってきた。改めて

# 混迷の10年 どう乗り越えるか

論化され運動として高まっていった。

八〇年代＝実践・地方の時代 八一年の情報公開権利宣言、そしてこの具体化であるモデル条例案が作られ、住民にもっとも身近な地方自治体を動かし条例が制定されていた。

一九七〇年代＝萌芽・運動の時代 深刻な公害問題や消費者運動、さらには環境保護運動など、自らの命や健康のために、真実を求め情報を自分たちの手に入れることが切実な課題としてまとめられ、理

九〇年代＝制定・法制の時代 九三年の細川政権誕生を機に一気に具体化し九九年に

国会を通過、日本にも行政分野に限定されてはいるものの情報公開法が制定された。

二〇〇〇年代＝定着・運用の時代 行政救済の情報公開審査会や司法救済である情報公開訴訟によって、具体的な制度の輪郭が固まり、報道界でも情報公開制度を活用した調査報道が本格的に始まった。

一〇年代＝整備・混迷の時

- 2010.9 大阪地検で証拠改ざん発覚
- 13.12 特定秘密保護法成立
- 17.2 南スーダン自衛隊日報に関する、防衛省が廃棄した文書が存在することが判明
- 17.5 加計学園グループの岡山理科大学獣医学部設立を巡る官邸の関与をうかがわせる文書の存在を、政府・官邸は一貫して否定
- 17.12 政府は皇室会議の議事録を作成しない方針を発表。ほかに閣議や国家安全保障会議など、重要な意思決定がなされる会議ほど、詳細記録は残さない方針が明らかに
- 18.3 森友学園の土地取引を巡る文書の改ざんが判明。かわつたことされる近畿財務局職員が自殺
- 19.2 沖縄・辺野古の米軍基地建設をめぐる、工法・工期・工費がいずれも非公表のまま工事続行
- 19.6 日米合同委員会議事録開示請求訴訟で外務省が認諾(取返)を選択し、裁判所のメール提出命令を拒否
- 19.8 司法記録の保存状況が明らかになる中で、重要な憲法判例のほとんどがすでに廃棄済みであることが判明
- 19.8 日本オリンピック委員会(JOC)は理事会の会議を一切非公開とし、さらに議事録公開も概要にとどめることに方針を転換
- 19.11 首相主催の「桜を見る会」で参加者名簿が不自然に廃棄されていることなどが判明

代 一年に公文書管理法ができ車の両輪がそろったものの、二三年に特定秘密保護法が制定されるとともに、公文書の改ざん・隠蔽・廃棄が相次いだ。

将来公開されるかどうかは別として「とにかく残す」のか、開示される可能性を勘案して「残してもよい」ものだけを残すのかは、似て非なるものだ。日本の場合は、記録を残す文化やルールがないなかで、先に情報公開制度ができたことが影響して

いるのか、結果的に時の政府にとって情報開示されるものが好ましくないものは最初から残さない、あるいはあつたとしても可及的速やかに破棄するといったあしき行政文化が定着しつつある。

次の十年を飛躍の時代にするためにも、政府は当然のこと社会全体が初心に帰り、「国が業務で作成する記録はすべてから国民の共有財産である」という原理原則を大切にしていこうと求めたい。(毎月第2木曜日に掲載)